「携帯電話の乗換え等サポートWG」

ご説明資料

2021年6月18日



一般社団法人リユースモバイル・ジャパン

1. 一般社団法人リユースモバイル・ジャパン

- 2. リユースモバイルガイドライン
- 3. リユースモバイル事業者認証制度
- 4. リユースモバイル・ジャパン(中古ショップ)の取組

一般社団法人リユースモバイル・ジャパン

●概要:

リユースモバイル端末市場の健全な発展と消費者保護を目的として、「リユースモバイル・ジャパン (RMJ) |を設立、2020年4月7日に一般社団法人化しています。

●設立:2017年3月14日 / 一社化2020年4月7日

●理念

リユースモバイル通信端末市場の発展により、多様で低廉な通信サービスが安心で安全に消費者に 提供される社会の形成を目指す。

●ビジョン

リユースモバイル通信端末市場の健全な発展および消費者保護を目的とした安心・安全なリユースモバイル通信端末流通の促進を行うことを目的とする。

●事業内容

- (1) リユースモバイル事業者の認証
- (2) リユースモバイル通信端末に関する事業の認知度向上を目指す広報・啓蒙活動
- (3) リユースモバイル通信端末事業者における古物営業法等の法令順守のための活動
- (4) リユースモバイル通信端末事業に係る関連省庁との連携
- (5) 関連事業者(キャリア・メーカー・MVNO事業者等)および業界団体との連携
- (6) リユースモバイル通信端末事業の健全な発展に関する政策提言
- (7) 優良かつ透明性の高いリユースモバイル通信端末事業者の育成 (データ管理・不正端末流通防止等に関するガイドライン策定等)
- (8) 会員相互の連絡と共通する課題の共有
- (9) 前各号に掲げる事業に付帯または関連する事業

●運営体制(順不同)

理事長 粟津 浜一 株式会社携帯市場

副理事長 舩橋 吉威 ブックオフコーポレーション株式会社

理事 有馬 知英 日本テレホン株式会社

杉 研也 株式会社パシフィックネット

長谷 真彦 株式会社ソフマップ 田中 開新 株式会社イオシス

執行 達也 エコケー株式会社

監事 宮坂 浩一 株式会社クリエージェンシー

会員 25社 正会員:16社 賛助会員9社



▶ オブザーバー :総務省(リユースモバイル認証制度オブザーバー)

■正会員企業

(順不同)

































■賛助会員企業

リユースモバイル・ジャパン

(順不同)













- - 2020年度以降の中古スマートフォン市場は微増トレンドへ 2025年度には265万台に拡大と予測

【中古スマートフォン販売台数の推移・予測】



新品スマートフォン出荷台数(2019年11月発表 のMM総研調べ)を100%とした場合の、中古スマ ートフォン比率を見ると、2015年度から2018年度 は5%前後で推移しているが、2019年度には5.9 %となる見通し。

2020年度以降は上昇傾向となり2025年度に は9.8%まで拡大と予測。

ポイント

- ①全国規模で店舗網を保有する事業者の参入
- ②大手キャリアやMVNOによる本格的な取扱い

【中古スマートフォンの定義】

下記条件を満たすスマートフォン販売台数

- 度他人が購入した端末であり、店舗やインターネットを介した売買により取引きされる端末

②有償・無償を問わず家族・友人・知人間での取引は含まない

③キャリアモデル、SIMフリーを含む

④国内で売買される端末のみを含む(海外からの輸入端末等は含まない)

■ ユーザー調査概要

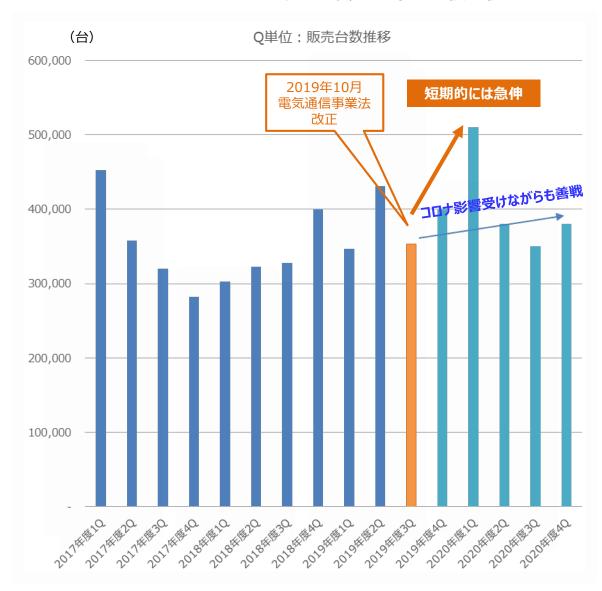
【調査方法】 WEBアンケート調査(プレ調査:24,604件/本調査:1,587件)

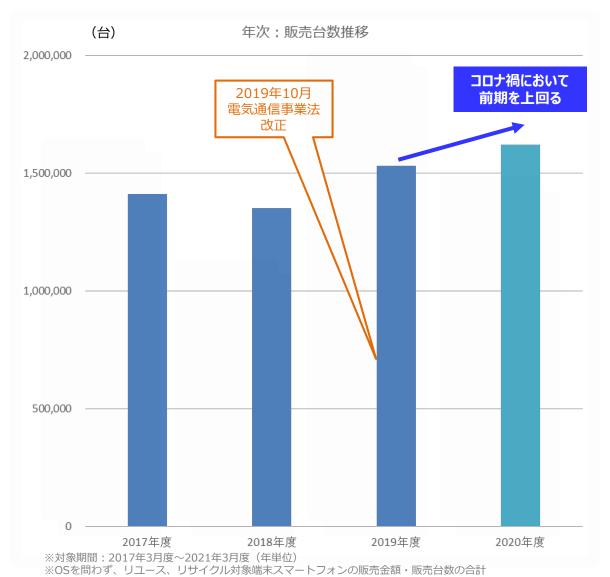
【調査時期】2020年2月

出典: MM総研「中古スマートフォン市場規模の推移・予測(2020年3月)

リユースモバイルジャパン正会員 販売台数推移

■RMJ リユースモバイル・ジャパン会員企業 実績推移 (2021年3月時点)





※RMJ正会員企業のデータを集計

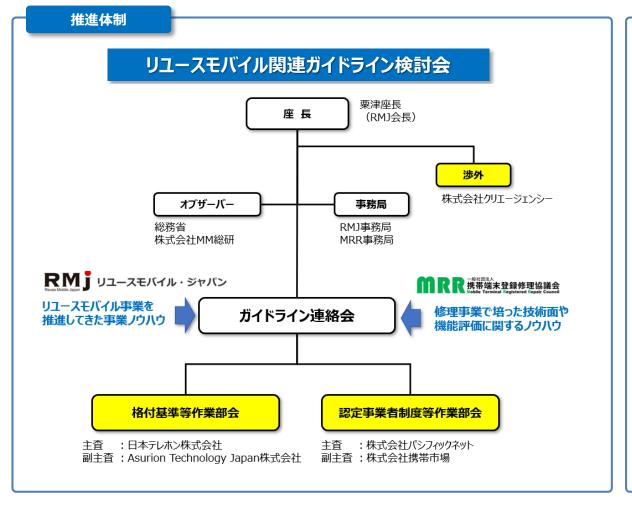
Copyright 2021 一般社団法人リユースモバイル・ジャパン All Rights Reserved.

- 1. 一般社団法人リユースモバイル・ジャパン
- 2. リユースモバイルガイドライン
- 3. リユースモバイル事業者認証制度
- 4. リユースモバイル・ジャパン (中古ショップ) の取組

リユースモバイル関連ガイドライン検討会の概要

リユースモバイル関連ガイドライン検討会は、2018年7月に一般社団法人リユースモバイル・ジャパン(RMJ)及び一般社団法人携帯端 末登録修理協議会(MRR)内の理事企業を中心とした有志企業により、安心で安全なリユースモバイル市場の発展に資することを目的 として立ち上げられました。

2019年3月に格付けや利用者情報消去などを内容とするガイドラインを策定し、同年11月にガイドラインの改訂版を発表いたしました。



					(順不同)
区分		企業名	ガイドライン 検討会	格付基準 作業部会	認証制度 作業部会
RMJ	代表	株式会社携帯市場	座長	-	副主査
	副代表	株式会社ゲオ	構成員	構成員	構成員
	副代表	ブックオフコーポレーション株式会社	構成員	-	構成員
	理事	日本テレホン株式会社	構成員	主査	構成員
	理事	株式会社クリエージェンシー	涉外·構成員	-	構成員
	理事	株式会社パシフィックネット	構成員	-	主査
	理事	エコケー株式会社	構成員	-	構成員
	理事	株式会社ソフマップ	構成員	構成員	構成員
	理事	株式会社イオシス	構成員	構成員	構成員
	正会員	Brightstar Japan株式会社	-	構成員	-
MRR	理事長	株式会社ギア	構成員	-	-
	理事	Asurion Technology Japan株式会社	構成員	副主査	-
	理事	西菱電機株式会社	構成員	構成員	-
	理事	モバイルケアテクノロジーズ株式会社	構成員	構成員	-
	理事	ユウソリューションズ株式会社	構成員	-	-
	会員	リーテック株式会社	-	構成員	-
	会員	株式会社デジフォース	-	構成員	-
	会員	株式会社日本アシスト	-	構成員	-

リユースモバイルガイドライン(初版)の概要

■リユースモバイルガイドライン(初版) 2019年3月策定

概要

ガイドライン策定骨子・策定に向けた視点

<骨子>

消費者・関連事業者にとって安心で安全なリユースモバイル端末取引市場の形成と発展に向けて「オペレーション・ガバナンス・コンプライアンス」を骨子としています。

<視点>

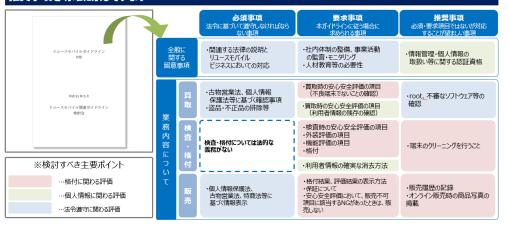
リユースモバイル事業者が消費者の不安を払拭し、安全に安心して利用できるリユースモバイルの流通を促進するために、利費者視点・事業者視点・モバイル業界特有の視点・リユースモバイル業界に関連する法令の視点から策定しています。

ガイドライン策定の主要ポイント

- ○リユースモバイルの格付基準を規定
- ○端末内の利用者情報の処理方法を規定
- ○法令遵守、取扱い等について規定

構成

ガイドラインでは、買取、検査・格付、販売の各業務フローの各段階に沿って整理し、それぞれ法令等に基づいて 遵守しなければならない必須事項、本ガイドラインに従う場合に求められる要求事項、対応することが望ましい 推奨事項を明確に示しています



フローと格付評価ポイント



販売時の表示や保証期間等の基準

評価基準の評価内容を明示



		保証期間の明示も行う	
ランク	ランク説明	保証期間	
S	未使用品 (新品同様の状態)		
A	目立つ傷がなく非常にきれいな状態 (液晶への傷がなく外装の傷・汚れが微細)	S・A・Bランクは、取引日より30日(以上)の設定が望ましい	
В	細かな傷・薄いかすり傷があり、使用感がある状態 (液晶に薄い傷や、外装に微細な傷・汚れ等が多少見受けられる)		
С	目立つ傷や擦り傷等があり、明らかな使用感がある状態 (液晶に目立つ傷、複数の傷がある。全体的に傷・汚れ・塗装剥がれが目立つ)	Cランクは、取引日より14日(以上)の設定が望ましい	
J	目に見えてダメージがあり、激しい損傷または破損している状態 (液晶を含め全般に傷や打痕や割れ等がある)	Jランクは部品取り用あるいは再資源化とすることが望ましいが、消費者向け、あるいは修理事業者等へ販売する場合は、保証の有無を明確に表示する。利用者情報が消去できない端末は販売しないことが求められる	

概要補足 利用者情報の消去について

利用者情報の消去

利用者が安心してリユースモバイル端末を売買 することができるよう、確実な利用者情報の消 去のための措置を義務付け

データ消去について義務付け

> 初期化

買取時と検査時に実施(2回)

> 上書き消去

検査時に実施と書き消去不可の機種は、買取時に買取依頼者に明示

第三者による確認

検査時に、消去を行った者以外の者が消去できているかを確認

注1) 非接触型ICカード情報は、買取依頼者しか消去できないため、買取時に買取依頼者に説明し、対応を促進 注2)上書き消去は、事業者用ソフトウェアを用いて行うものである。リユースモバイル関連事業者は、原則として、事 業者用ソフトウ ェアでのト書き消去を実施いうる環境にあることが求められる。なお、端末の種類によっては、ト書き消 去ができないものや、オールリセット(初期化)で上書き消去が行われるものがある

注1) 非接触型ICカード情報に関する留意点

多くの端末に内蔵されている非接触型ICカードの情報は端末の所有者である買取依頼者自身でなければ、財布等の機能の残額移行の手続きができない。また端末機能の初期化 (オールリセット)や上書き消去では、非接触型ICカード情報は消去できない。

よって、買取依頼者が自ら使用していた携帯電話を買取事業者へ売却する場合、本人が事前に各種クレジットカード会社および金融機関等へ申請を行い、その機能の移行や契約 解除を行うよう買取依頼者に注意喚起を行うことが求められる。

注2) データ消去に関する留意点

OS、端末の種類等の違いについて、下記の通り留意すること。

スマートフォン I (Android)

その多くに対して上書き消去が有効である。しかし、一部の上書き消去に対応していない機種については、初期化(オールリセット)によりデータ消去処理を行う。 スマートフォンII (iOS)

iPhoneやiPad等のiOS端末においては、端末に内蔵されるデータは暗号化されているため、端末機能の初期化(オールリセット)を行うだけで強固なデータ消去処理となる。 フィーチャーフォン(ガラケー)

多くの端末において、上書き消去に対応していない領域が存在する場合や、上書き消去ソフトそのものに対応していない場合があるため、その消去処理は初期化(オールリセット)が 基本となる。

その他 (上記以外のOSや端末)

AndroidとiOS以外のOS(例としては、Windows Phone、Windows10、BlackBerryOS、Firefox OS等)、あるいはモバイルWi-Fiルータ等の多くの端末においては、上書 き消去に対応していない領域が存在する場合や、上書き消去ソフトそのものに対応していない場合があるため、その消去処理は初期化(オールリセット)が基本となる。

参考:海外市場調査

アメリカ・EUにおける利用者情報に対する法令・ガイドライン等を調査





海外では、個人情報に対しての意識は高く、利用者データの扱いに対しては、端末が備えるリセット機能を 実行して初期化することを推奨している。

諸外国より強固な消去方法(上書き消去)を利用者情報の処理方法として規定

比較項目	リユースモバイルガイドライン	主要な諸外国事例 (アメリカ・EU)
データ初期化 (工場出荷状態に戻す)	必ず行う	必ず行う
上書き消去処理	原則として、上書き消去による、 <u>より強固な消</u> 去処理を施す	特に推奨されていない
消去システム 環境	原則として、 <u>適正な事業者用ソフトを具備</u> し、それによる上書き消去を実施し得る環境にある	事業者による任意
第三者チェック	データ消去処理完了後、第三者により、データ 消去が適正になされ、データが確実に消去され ていることの確認を行う	特に推奨されていない 事業者により任意

リユースモバイルガイドライン(第二版)の改正概要

主な改版ポイント

. バッテリー状態の確認と評価結果の表示を推奨

- ・バッテリー状態の確認を推奨
- ・結果の表示を推奨



2. ネットワーク利用制限に対して、動作保証とは 別に保証をつけることを推奨

販売後の不払等によるネットワーク利用制限に ついての保証を、動作保証とは別につけることを推奨







3. リファービッシュ品の概要を解説するとともに、 メーカーによる保証の確認・表示などを推奨

- ・リファービッシュ品に対するメーカ保証の有無等について中古端末取扱 事業者が確認することを推奨
- ・表示すべき事項(メーカ保証の有無等)等を明示



4. 事業者間取引用に11段階の基準を策定

- ・事業者間取引用の詳細な格付基準を整備(5段階→11段階へ)
- ・当該基準による格付結果表示の推奨

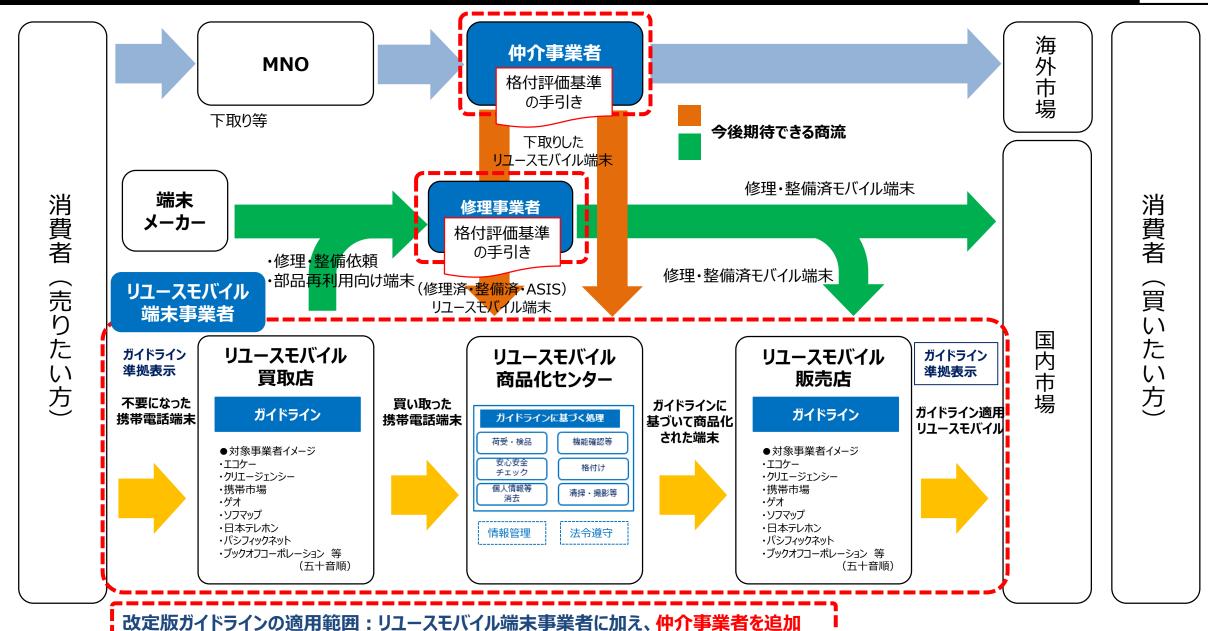








ガイドラインの適用追加範囲と今後期待できる商流

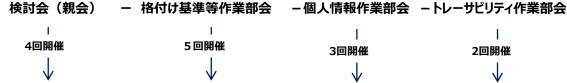


Copyright 2021 一般社団法人リユースモバイル・ジャパン All Rights Reserved.

- 1. 一般社団法人リユースモバイル・ジャパン
- 2. リユースモバイルガイドライン
- 3. リユースモバイル事業者認証制度
- 4. リユースモバイル・ジャパン(中古ショップ)の取組

■リユースモバイル・ジャパンの取り組み

2018年7月12日 リユースモバイル関連ガイドライン検討会立上げ



2018年12月26日 モバイル市場の競争環境に関する研究会 (第5回) 事業者ヒアリング

2018年12月26日 モバイル市場の競争環境に関する研究会(第5回)事業者ヒアリング



2019年3月8日 リユースモバイルガイドライン記者発表

2019年3月14日 モバイル市場の競争環境に関する研究会(第10回)事業者ヒアリング

2019年4月25日 リユースモバイル関連ガイドライン検討会 新推進体制キックオフ



2019年11月28日 リユースモバイルガイドライン記者発表

2019年12月2日 モバイル市場の競争環境に関する研究会(第21回)事業者ヒアリング

2020年6月30日 競争ルールの検証に関するWG(第5回)オンライン会議(RMJ)

2020年10月号(No.98) 国民生活センター「消費者問題アラカルト」寄稿(RMJ)

2020年11月12日 和歌山県消費生活センター 和歌山県市町村職員等専門研修

2020年11月13日 リユースモバイル・ジャパン 事業者認証 記者発表

20180712 プレスリリース 検討会立ち上げ

リユースモバイルジャパンと一般社団法人携帯端末登録修理協議会にてリユースモバイル関連ガイドライン検討会を立ち上げ、ガイドライン策定開始。

3つの作業部会を編成

- 格付基準
- 個人情報
- ー トレーサビリティ

20190308 記者発表会開催 リユースモバイルガイドライン公表





20191128 記者発表会開催

- -リユースモバイルガイドライン改版
- -リユースモバイル事業者認証制度発表







202010 (No,98)

国民生活センター「消費者問題アラカルト」へ寄稿 (執筆者)

粟津 浜一

(一般社団法人リユースモバイル・ジャパン 代表理事)

有馬 知英

(一般社団法人リユースモバイル・ジャパン 理事)



✓ リユースモバイル・ジャパンは、消費者に今まで以上にリユースモバイル端末を安心安全に購入・売却いただくことを目的として、「リユースモバイル事業者認証制度」を開始

リユースモバイル事業者認証制度概要

◆制度目的:

リユースモバイル端末事業者の事業・業務について、「リユースモバイルガイドラインの遵守」 「経営状況の健全性」「適切なガバナンスの確立」を審査機関が確認し、リユースモバイル事業 者認証を取得した事業者であることをわかりやすく表示することにより、消費者に、リユースモバイル端末を安心安全に購入・売却いただくことを目的としています。

◆対象事業者:

RMJ正会員(消費者との間でリユースモバイルの売買を行うリユースモバイル端末事業者)

- ◆審査基準の概要:三原則
 - □ ガイドライン遵守 「リユースモバイルガイドライン」に準拠しているか
 - □ 経営状況(リユースモバイル事業売上・事業実態)
 - □ ガバナンス 社内における統制環境を整備し、管理体制が整っているか、反社対応等



◆一般消費者等へのメリット

リユースモバイルガイドライン準拠の事業者が容易に識別できるため、認証取得事業者にて売買いただくことで、 より安心安全にリユースモバイルを購入・売却いただけるようになります。

14

✓ リユースモバイル事業者認証制度は、「リユースモバイル事業者認証」と、リユースモバイルガイドラインのバッテリーのみに特化した認証「リユースモバイル事業者認証(バッテリー関連)」の2つにより構成

リユースモバイル事業者認証

認証基準の概要

認証の対象組織:

リユースモバイル端末の売買を行っている法人であり、かつ以下に該当する事業者となります。

- 経営状況の健全性が確認できる
- 適切なガバナンスが確立されている

●認証範囲:

企業組織(※FC店舗も含む)

申請者からの要請に応じて本社を含む複数店舗に対して一括して認証を付与します。 また、FC事業を行っている企業に対してはFC店舗も一括して申請が可能です。 なお、特定の店舗だけの認証を希望する申請を排除するものではありません。

事業

リユースモバイル端末の事業(小売り・法人向けも含む)

認証基準:

□ ガイドライン遵守

「リユースモバイルガイドライン」に定める必須事項、要求事項及び認証委員会が 指定する一部推奨事項を準拠しているか

□ 経営状況

リユースモバイル事業売上・事業実態・反社対応等が確認できるか

□ ガバナンス 社内における統制環境を整備し、適切な管理体制が整っているか

認証の有効期間:

2年間

更新審査は認証の有効期限毎に実施(2年ごとに登録を更新、更新審査を実施する)

●認証の公表:

リユースモバイル・ジャパン (RMJ) のHPで公表します。



認証番号 200201(1)



バッテリー認証(追加認証)

| バッテリー認証(追加認証)基準の概要

認証の対象組織:

リユースモバイル事業者認証制度を取得した事業者のみで、認証 (バッテリー関連) 制度取得は任意

認証範囲:

企業組織(※FC店舗も含む)

申請者からの要請に応じて本社を含む複数店舗に対して一括して認証を付与します。 また、FC事業を行っている企業に対してはFC店舗も一括して申請が可能です。 なお、特定の店舗だけの認証を希望する申請を排除するものではありません。

事業

リユースモバイル端末の事業(小売り・法人向けも含む)

審査基準の概要

ガイドライン遵守 「リユースモバイルガイドライン」内の □3.3(3) 「バッテリー状態の確認」に準拠しているか □3.4(4)オペレーションガイド「バッテリー評価基準開示」に準拠しているか

認証の有効期間:

認証の有効期限は登録後2年間(2年ごとに登録を更新、更新審査を実施する) 更新タイミングは事業者認証制度と合わせる

●認証の公表:

リユースモバイル・ジャパン(RMJ)のHPで公表します。

- ●申請タイミング:下記のどちらか
- □事業者認証申請と同時 ※認証 (バッテリー関連)申請申込がなくても事業者 認証審査と同時に行う
- □事業者認証取得後、事業者認証有効期限が切れるまで





リユースモバイル事業者認証審査委員会と認証スキームの特徴

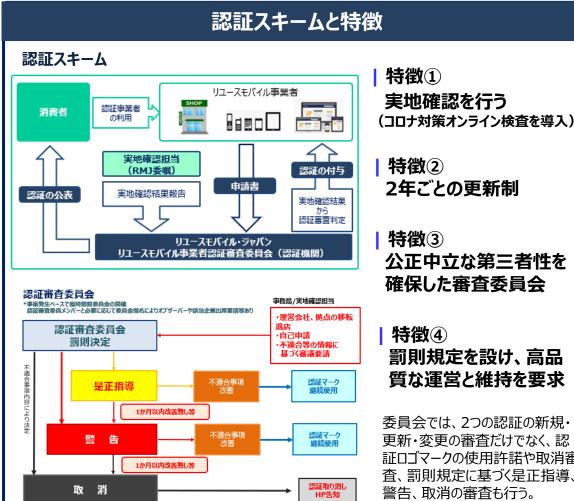
- 公正中立な第三者性を確保した認証制度
- 罰則規程を設け、高品質で安全性の高い運営が求められる制度設計

リユースモバイル事業者認証審査委員会(認証機関) 審査委員会・・・委員5名+オブザーバーで構成 委員:外部有識者を中心に構成 **RMJ** 外部有識者 理事長 総務省 委 委 委 委 委 オブザーバー 員 員 員 員 員

- ・外部有識者は、RMJ理事長が委嘱する
- ・委員長は、外部有識者の中から、RMJ理事長が指名する
- ※任期は選任後2年以内に終了するRMJの事業年度の時までとし、再任可能

認証審査委員

所属	氏名
明治大学名誉教授	新美 育文 様 (委員長)
株式会社野村総合研究所	北俊一様
全国消費生活相談員協会	西村 真由美 様
情報通信消費者ネットワーク	長田 三紀 様
一般社団法人リユースモバイル・ジャパン	粟津 浜一



公正中立な第三者件を 確保した審査委員会

罰則規定を設け、高品 質な運営と維持を要求

委員会では、2つの認証の新規・ 更新・変更の審査だけでなく、認 証口ゴマークの使用許諾や取消審 査、罰則規定に基づく是正指導、 警告、取消の審査も行う。

















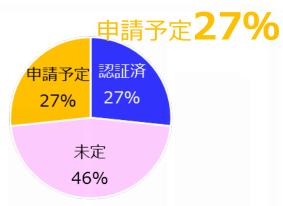


中古端末認証制度・リユースモバイルガイドラインに関してアンケートを実施

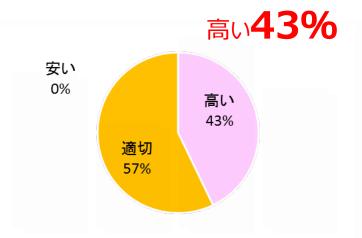
1.認証制度について

1) 取得予定

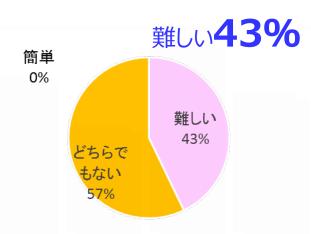
取得済27%



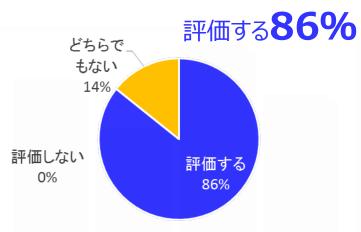
3) 認証取得費用



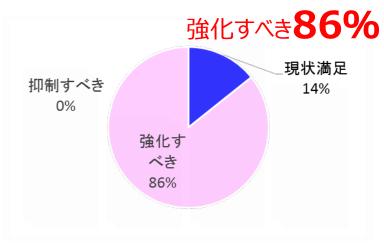
2)認証取得難易度



4) 認証制度について



5) 認証制度の広報活動



6) その他意見

- ・認証取得によってガイドラインに準拠していることは認められたものの、準拠していることが消費者の中古端末の購入、売却意欲に繋がっていない。
- ・取得難易度というよりは、取得判断までのハードルが高いと感じる。運営制限が掛かるイメージもあるため、より大きなメリットを受けれる制度としていきたい
- ・制度だけでなく消費者への認知が進まなければ事業者が取得する経済的合理性に欠ける。
- ・具体的に取得店舗からの消費者の声を掲示し啓蒙活動していきたい

✓ 消費者保護に向けて、 啓蒙・認知度向上に向けた活動の更なる強化

全国消費生活相談員協会、国民生活センター等からのご依頼を受けて、消費者保護に向けた取り組みに協力

口公益社団法人 全国消費生活相談員協会

●全国消費生活相談員向け講義 40を超えるご質問やご意見をいただきました

全国消費生活相談員協会御中 ご説明資料

2019年8月6日

リユースモバイル関連ガイドライン検討会

RMJ MRR

●和歌山県消費生活センター 和歌山県市町村職員等専門研修(オンライン)





口独立行政法人 国民生活センター

■国民生活センター「消費者アラカルト」寄稿 令和2年10月号(No.98)



総務省「携帯電話ポータルサイト」 中古端末の売買や、業界としての取り組みに関するコンテンツ提供

□ https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/keitai_portal/



Q5 中古端末も検討してみる?

中古端末に対して、皆さんはどのようなイメージをお持ちですか?

「新品の端末よりも安く購入できる」、「でも、パッテリーの持ちが悪そう」、「故障しても保証されないのでは?」 そんな風に、中古端末は安そうだけど不安、といったイメージをお持ちの方が多いのではないでしょうか?

しかし、実は注意点などを押さえれば、自分のニーズに合って、便利に使えるお得な選択になるかもしれません。このページでは、中古護士の職入方法や注意点、中古販売業者による別組などを紹介します!

中占編末の販売店での購入イメージ (使い終わった 下取りした端末の 機名の下取り 検者・データ消去等

-- 中古端末流通促進に向けた取組

中占編末を取り扱う事業者では、安心安全な中占編末の譲通などを目的として、リユースモバイル・ジャパン(以下、RMJ)といっ般日間以入を変立しています。RMJでは、中小橋川高者が増守すべき事項などを取りまとめた「リユースモバイルガイドライン」の公会や、般食事業者であることを認定する「リユースモバイル事業者認証制度」を実施しています。こうした根据を通じて、中人権実が見り取りやすくなることが開始されます!

《リユースモバイルガイドライン》

ガイドラインの主なポイントは次の2つです。

① リユースモバイルガイドライン

中古編末の状態によってS・A・B・C・JのS段階の格付をすることを求めています。これを見れば一目聴然で編末の状態が分かりますね!

② 端末内の個人情報の処理方法

受心して中六端末の完良ができるよう。様文な個人情報の消えが義務づけられており、端末の期間化は、見物時と検査時の2回大議 しています。特に、例がでは、個人情報保護設置が高いアメリカやEUの基準よりも厳しい消え方法を求めているので、安心して確 よの志即を職人ができます。

《リユースモバイル事業者認証制度》

RMJでは、ガイドラインを遵守しているから振振さ算者を認定する結婚を原用しています。認定された中心販売事業者は、対外的 に適明するための認定ロゴマークを影響やホームページに別様することが認められます。 このマークに対して、中心機能変更をしてみましょう!

① リユースモパイルガイドライ



※現在のところ、日本テレホン (株) 携帯市場、 (株) ソフマップ、ブックオフコーボレーション (株) の4社が認証法。

詳しくはRMJのWebサイトをご確認ください! https://rm-j.jp/index.htm

まとめ

- ·認証制度を評価しているものの、認知度やその効果について まだ様子を見ている状態の会員も多い
- ・取得難易度が高いうえ、費用も高額となるため、その効果を得るために 社内や関係者への説得材料を探している状況
- ・広報活動の強化を求める意見が多く、期待度の高さがうかがえる

- 1. 一般社団法人リユースモバイル・ジャパン
- 2. リユースモバイルガイドライン
- 3. リユースモバイル事業者認証制度
- 4. リユースモバイル・ジャパン(中古ショップ)の取組

リユースモバイル・ジャパン(中古ショップ)の取組

リユースモバイルガイドラインへの準拠

主要ポイント

- ・関連法令とりまとめと遵守徹底
- ・格付基準の明示
- ・検査項目の共通化
- ・保証期間の基準設定
- ・個人情報保護の徹底 (データ消去ルールや基準整備)
- ・ネットワーク利用制限への対応
- ・その他関連事項への対応



関連サービスへの対応

主要ポイント

- ·プライスカードやPOPの活用 対応キャリア、SIMロック状態、 ネットワーク利用制限、 SIMカードサイズ、対応バンド、スペック等を 消費者がお求めやすいよう加工作成して販売
- ・MVNOサービスのバンドル提供
- ・補償サービスの提供
- ・データ消去証明



ソフマップ社提供

リユースモバイル事業者認証

主要ポイント

- ・ガイドライン準拠を認証
- ・不正への罰則対応もあり
- ・推奨事項の対応

・バッテリー認証 消費者がリユースモバイル端末に対して 最も不安に感じるポイントを解消



バッテリー 検 査 実 施

RMi

新たな取り組み

- 主要ポイント・バッテリー状態の検査システム
- ・フェリカデータ対応
- ·中古SIMロック解除
- ・リファービッシュ(リペア)



携帯市場社提供

消費者・関連事業者が幅広く安心して、安全に リユースモバイル端末取引ができる市場の形成と発展へ

モバイル市場の公正な競争環境の整備に向けたアクション・プランとの連携

ガイドライン遵守・事業者認証制度資格取得促進

関連事業者が消費者にとって 安心安全を第一とした基準遵守





消費者にとって自由で 安心安全なモバイル市場形成へ 消費者にとって、認証マークが リユースモバイル端末売買の 安心安全の目印となるように



安心で安全なリユースモバイル市場の発展

アクション・プランとの連携

モバイル市場の公正な競争環境の整備に向けたアクション・プラン

3つの柱

[第1の柱] 分かりやすく、納得感のある料金・サービスの実現

[第2の柱] 事業者間の公正な競争の促進

[第3の柱] 事業者間の乗換えの円滑化

[第1の柱] 分かりやすく、納得感のある料金・サービスの実現

④ 中古端末を含めた端末流通市場の活性化

リユースモバイル ガイドライン リュースモバイル 事業者 認証制度

市場課題解決に向けた提言

中古端末を含めた端末流通市場の活性化

消費者にとって、分かりやすく、納得感のある料金・サービスの実現と、安全に安心して取引ができるリユースモバイル市場をめざします。